



令和8年10月26日

私立小・中学校等学校給食費相当額給付金の支給及び 区立小・中学校における長期欠席者に対する 学校給食費相当額の支給について

世田谷区では、私立小・中学校等の児童・生徒の保護者等及び区立小・中学校において不登校や病気等により長期欠席している児童・生徒の保護者等に対し、世田谷区立小・中学校の給食費相当額を支給します。

1 私立小・中学校等学校給食費相当額給付金の支給

(1) 主旨

令和8年度から都が実施している「東京都私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助事業」を活用し、子育て世帯への経済的支援や教育費の負担軽減を図るため、私立小・中学校への就学者をはじめ、世田谷区立小・中学校に在籍していない者の保護者等を対象とした学校給食費相当額の給付金を支給する。

(2) 概要

①支給要件

令和8年12月1日に以下の要件を満たしている方の保護者等

- ・世田谷区に住民登録がある児童・生徒
- ・世田谷区立小・中学校に在籍していない小学校1年生から中学校3年生までの学齢の児童・生徒

※他制度により学校給食費相当額の支援を受けている場合を除く。

※令和8年12月1日以降、令和9年3月1日までの各月初日に支給要件を満たしたときも対象とする。

②対象者数の見込み

約16,900人

③支給金額

学齢区分に応じた月額×支給月数

	月額	年額（月額×11か月）
小学生	6,700円	73,700円
中学生	8,100円	89,100円

※8月を除く11か月分

④支給開始時期（予定）

令和9年2月

(3) 予算額

①歳出

1,455,040千円

②歳入

577,452千円 ※都補助を充当（補助率1/2）

2 区立小・中学校における長期欠席者に対する学校給食費相当額の支給

(1) 主旨

区立小・中学校において不登校や病気等を理由として長期に欠席していることから給食を喫食していない児童・生徒の保護者等に対し、経済的負担軽減及び給食費無償化の利益を受ける世帯との均衡を図ることを目的として、学校給食費相当額を支給する。

(2) 概要

①支給要件

不登校や病気等により学校を長期に欠席し、恒常的に給食を喫食していない区立小・中学校の児童・生徒の保護者等

※ほっとスクール北沢で昼食の提供を受けている場合などは対象外

②対象者数の見込み

約1,600人

③支給金額

学校給食を喫食しなかった日数×学校給食費単価

区分	給食費単価
小学生（低学年）	354円
小学生（中学年）	395円
小学生（高学年）	427円
中学校（自校調理方式）	489円
中学校（共同調理場方式）	454円

④支給開始時期（予定）

令和9年2月

(3) 予算額

①歳出

67,264千円

②歳入

24,546千円（国：11,856千円、都：12,690千円）

◎問合先 学校健康推進課

電話03-5432-2697